

中世後期地方禅院の文書目録作成のあり方

—「臨照山記録西岸寺規式」の文書目録を中心に—

村石正行

一 はじめに

「文書目録」の重要性についてはすでに富澤清人の指摘⁽¹⁾がある。ここで「文書目録」とは「文書タイトルを記したもの一般」をさす。富澤は、一つの史料群（とくに個別叢文書）のなかで、「史料の残存（保存）のされ方自体に、歴史的所産として」注目する必要を説き、「文書目録」はそうした史料残存の意味や、すでに現存しない史料の意味を問う格好の題材であるとした。

「規式」と呼称する)を取り上げ、地方禅宗寺院における文書目録作成のあり方を考えてみたい。信濃国内に残存する中世の文書目録は西岸寺のみなので、当該期における他国の諸寺院の事例も検討の対象とする。文書目録を検討の対象とすることは、富澤が述べるように、伝来しない「消失した」文書の姿を復原することになり、また、群として把握されるべき一連の文書群の成立過程の様相を想定することが可能になると考えるのである。

二 西岸寺と在地社会

1 西岸寺について

「文書目録の機能論的分析をおこなった嚆矢である富澤の研究、網野善彦・上島有の「東寺百合文書」中目録に対する言及、近年の記録保存に関する諸論考⁽²⁾を除けば、文書目録に関する先行研究は意外に少ないが、最近になって田良島哲がその形態を様式や機能等から類型化している。⁽³⁾

田良島によれば、文書目録の記述形態としてA「員数+名称」、またはB「名称+員数」のいわゆる基本形態、さらに情報を加味し精密化されるなかでC「員数+名称+年月日」、D「名称+員数+年月日」、E「員数+年月日+名称」、F「年月日+名称+員数」が派生してくるという。ただし行論中で述べられているように、田良島の論文の対象は中世前期の事例であり、寺院文書を中心に増加する後期については検討外である。

本稿では、南北朝から室町時代以降の中世後期における文書目録の一例として、伊那郡西岸寺（長野県上伊那郡飯島町）に伝わる「臨照山記録西岸寺規式」（以後

中世後期地方禅院の文書目録作成のあり方

臨照山西岸寺は、上伊那郡の南端天竜川西岸の河岸段丘上にある現在臨済宗妙心寺派の古刹である。「規式」によると、弘長元年（一二六一）渡来僧蘭溪道隆（大嘗禪師）によって開かれ、もとは臨済宗大嘗派の寺院であった。しかし、鎌倉末以降寺勢が衰えたらしく、記録類には関連記述は見えない。第六世大徹至鈍の代になり、寺院復興の動きが顕著になり、応安六年（一三七三）室町幕府の官寺制度のなかで諸山として位置づけられた。叢林派寺院西岸寺の誕生である。室町幕府の官寺制度は、鎌倉期の五山十刹制度を積極的に受容していくなかで、制度自体が形骸化していくことはよく知られている。官寺はあらゆる門派から住持を求めるなければならない建前（十方門派制度）になっていた。しかし、例えば同じ伊

那郡の開善寺は、初め諸山に、後に十刹に序せられているのだが、開山である大鑑禪師（清拙正澄）の法統（大鑑派）のみが住持として優遇されていたのに対し⁽⁷⁾、西岸寺の場合は、十方門派制度が遵守され、禪宗寺院の清規⁽⁸⁾が生きていた。

寺院の歴史的な役割を考える場合、その宗教的機能面とともに社会経済的な機能面を同時に考えねばならない。地域における寺院の社会経済的機能を支える主体は、在地有力武士層（檀越）である。西岸寺は、「記録」の袖判によつても明らかのように飯嶋一族によつて外護されていた。飯嶋氏は、南信濃源氏と呼ばれた片切氏の支族である。後に述べるように、「文書目録」からはこの飯嶋一族による土地寄進の様子がうかがえる。おそらく西岸寺が飯嶋一族の氏寺として位置づけられていたものと思われる。

西岸寺は飯島町の本郷地籍にある。飯嶋氏の「本城」に隣接しており、小字は「大手」、「城」に接している。⁽⁹⁾天正一〇年（一五八一）、織田信忠軍が伊那に侵攻した際、本城とともに西岸寺の七堂伽藍も、弁天堂と水月庵を残して焼失したといふ。おそらく西岸寺自体が飯嶋氏の城郭施設と一体化した存在であったのであらう。

2 西岸寺に伝来する文書について

西岸寺に伝来する文書については、「文書目録」の検討から信濃における鎌倉幕府の買得安堵政策の実態を推測、また「規式」における寺院用途にかかる記述から無尽錢など寺院経済の全体像を復原した一連の宝月圭吾の研究があげられる。⁽¹⁰⁾『長野県史』通史編、『飯島町誌』では、さらに「文書目録」の記載から、西岸寺の散在寺領について考察している。⁽¹¹⁾

しかしこれらの研究のなかで欠落した視点は、「規式」、ここではとくに「文書目録」がなぜ作成されたか、という点である。『信濃史料』編纂時に、「規式」は疑いのある文書とされ、宝月もこれを「案文」とした。そのため、内容は同時代の実態を反映しているが、作成年代は後世であるとする現在の評価がある。その根拠は、「規式」自体が変則的に成巻されているというものである。

「規式」は巻子装で、六二・五センチの長巻である。その構成は以下のとおりである。

本稿の目的は文書目録の検討であるため、ここでは直接の検討を省略する。この史料については、すでに玉村竹⁽¹²⁾の研究がある。行論の都合上その性格について簡単に触れておく。

西岸寺は諸山であるから、住持の任命は將軍による御教書など幕命によらなければならぬ。任期も三年二夏（満二年）と決められている。御教書は蔭涼軒に送られるが、その際、公帖と呼ばれる辞令を交付され、新住持は直ちに任寺へ入

院することになる。赴任に際し、同宗派の同格寺院の住持から祝辞などの寄書を揮毫してもらったものが入寺疏である。鎌倉寿福寺の前板（前堂首座）であった瑤林正玖が、伊那へ赴くに際して、京都五山など同格一四ヶ寺の住持の寄書を得た。文正元年（一四六六）のことである。これが西岸寺に現存するということは、すなわち、じつさいに住持がこの地に赴任したということである。先に述べたように、中世後期にもなると、五山十刹制度がなれば形骸化していき、公帖を発行されながら、じつさいには任地に赴かない坐公文と呼ばれる風潮が叢林派の中に横行していた。こういった実態を見ても、清規を遵守していた当時の西岸寺の様子がうかがえるといえよう。

（2）「規式」の形態について

「規式」については、「文書目録」の検討から信濃における鎌倉幕府の買得安堵政策の実態を推測、また「規式」における寺院用途にかかる記述から無尽錢など寺院経済の全体像を復原した一連の宝月圭吾の研究があげられる。⁽¹³⁾『長野県史』通史編、『飯島町誌』では、さらに「文書目録」の記載から、西岸寺の散在寺領について考察している。

しかしこれらの研究のなかで欠落した視点は、「規式」、ここではとくに「文書目録」がなぜ作成されたか、という点である。『信濃史料』編纂時に、「規式」は疑いのある文書とされ、宝月もこれを「案文」とした。そのため、内容は同時代の実態を反映しているが、作成年代は後世であるとする現在の評価がある。その根拠は、「規式」自体が変則的に成巻されているというものである。

「規式」は巻子装で、六二・五センチの長巻である。その構成は以下のとおりである。

①前書 開山から諸山列位までの経過を記録し、諸条規作成の意義を述べる。

②「可・請・住持・次第之事」 輪番制や年限、叙任資格などの条規。

③「庵職之事」 禅僧の戒律一一箇条を定める。

④「当山毎日勤行之事」 禅僧の一日の日課・勤行の内容・勤行ごとの教典の種類などを定める。また用途費用について詳述する。



写真1 西岸寺規式(冒頭)

補入部



写真3(上) 繰目の裏花押

写真4(左) 大徹至鉢の花押

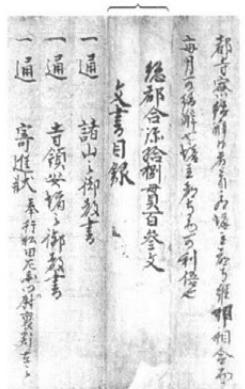


写真2 料紙補入部の継目

⑤「文書目録」 西岸寺が集積した土地にかかる手継文書を列挙する。

疑文書または案文とされる根拠のひとつに、④と⑤の間に補入されている料紙がある。補入された箇所には「総都合漆拾捌貫百參文 文書目録」と二行で記される。この料紙は約五メートルと極端に短く、料紙の形質が明らかに前後と異なるため、「信濃史料」では「コノ紙継目疑フベシ」、「料紙モ新シ」と指摘している。しかし、この料紙の前後はどうであろうか。料紙はまったく同質の楮紙であり、字体・書風も似ており、または同一人物の手になるものと考えられ、同時代のものと考えるべきである。

裏打された本紙の継目には、裏花押がすえられている。継目裏花押については「信濃史料」、「飯島町誌」ともに言及がない。この裏花押は、筆致、様態とともに本紙上にすえられた大徹至鉢の花押と酷似しており(写真3・4)、彼の花押と判断すべきである。したがって、文書全体について考えれば、至鉢の代には①から⑤の「規式」が完成していたことになる。少なくとも同時期には規式前半部分である①から④と、文書目録⑤は書き上げられていたと推測される。「規式」には大徹至鉢の朱印文・花押があり、西岸寺が彼の力と外護檀那衆(飯島氏)の合力で応安六年(一二七三)に中興再建されたとある。その後にこの規式が書かれたことになる。一方、「文書目録」の日下に至鉢が花押をすえたのは永和二年(一二七六)である。

さらに推測すれば、④の左と⑤の右を上から貼り付ける形で継いだ料紙の継方から見れば、「規式」と「文書目録」と別に作成したものを一つに成卷したものと考えられる。その際に至鉢の裏花押が付された。ともに寺院の成立・基盤にかかわる根本文書である。寺院にとって特定の意味のある根本文書を別に保管するのではなく、意味ごとに一つにまとめてあげる有効な方法としてこのように成卷したと考えられる。やや稚拙な形態という感もないわけではないが、応安から永和年間までの時期の成立と考えてよいと思われる。

(3) 「文書目録」の検討

「文書目録」の題に続き以下のように文書名が記されていく。

一通 諸山之御教書

一通 寺領安堵之御教書

一通 寄進状奉行松田左衛門尉裏判在レ之

(以下略)

この三通は過去に存在した西岸寺文書群の中でも、もっとも重要視されるべき三通であった。「諸山之御教書」は、西岸寺が室町幕府の官寺体制の末端である「諸山（甲刹）」に組み込まれたことを示す文書である。「規式」によればこれが応安六年（一三七三）四月一七日のことである。同時期に諸山に列せられた伊予

国善応寺の御教書をみてみる。

史料1 足利義詮御判御教書案（「善応寺文書」⁽¹⁴⁾）

伊豫国善應寺事、任_レ河野對馬入道善惠申請_レ、

可_レ為_レ諸山列_レ之状如_レ件、

貞治三年五月三日 義詮御判

当寺長老

善応寺は愛媛県北条市にある臨済宗聖一派寺院で、河野通盛（法名善惠）によって開かれた。これによれば、貞治三年（一三六四）、善恵の申請にまかせて、二代將軍義詮が善応寺を諸山に列したことになる。形式も日下署判の御教書で將軍の直状形式であるから、形式としては尊大である。南北朝期には寺社宛の命令としてこの形式が多用されたことが分かっている。⁽¹⁵⁾また今枝愛真によれば、諸山認定の手続きには將軍の御教書の形式を取るもののが多かった。⁽¹⁶⁾そうすると「西岸寺文書」目録中の「諸山之御教書」も、このような將軍直状形式の御教書であったのだろう。

善恵の申請がどのような形式でおこなわれたのだろうか。それを直接示す史料はないが、この御教書が下される直前の善恵の動きからある程度推測できる。善恵は、所有の地頭職得分権などを善応寺へ貞治二年（一三六三）⁽¹⁷⁾にかけて集中して寄進している。安堵の前年の貞治一年には「為_レ善恵之舊領」、専一

安堵御下文令「拜領」之間、永代所_レ奉_レ寄_レ付當寺也」と、旧領安堵をされた得分地を、改めて永代寄進（新寄進）しているが、これなどは所領安堵と寄進が一体となったものである。この所領安堵した主体はおそらく將軍家が深く関わっていたと思われる。⁽¹⁸⁾

こうした善恵の動きの中で興味深い文書がある。

史料2 善恵地頭職寄進状案

（端裏書）
「御寄進状案貞治二四月一六「善惠」」
（署筆）

奉寄進

（事書中略）

右以_レ件地_レ、為_レ天長地久家門繁榮_レ、所_レ奉_レ寄_レ付當寺_レ也者、

守_レ先例_レ一円不輸可_レ有_レ進_レ退領_レ知之_レ、仍_レ為_レ後生_レ奉_レ寄進_レ之状如_レ件、

貞治貳年四月一六日

沙弥善恵在判

善恵が伊予国温泉郡内湯山など四ヵ所の地頭職得分権を善応寺へ寄付したことを示す寄進状の案文である。先に述べた貞治二年～三年にかけて善恵がおこなった寄進行為を示す文書は四通ある。その一連の寄進状のなかで、唯一、正文ではなく案文として寺院に残ったのがこの文書である。これは何を意味するのだろうか。一つの可能性として、正文は、寄進を受けた寺院が新領安堵の手続きの時に、幕府へともに送付されたのではなかつたか。そのために正文の手控えとして案文が作成され手元に保管される。仮にそうであるとすると、送付されたものはこれだけではなかつたのである。申請を受けた幕府は、その旨の真偽を審査することになる。その結果、偽りなければ提出された書類に奉行人の裏判をすえ、送付される。不必要的案文は廃棄された。案文が残っているのは何らかの理由で正文を紛失してしまつたのであろうか。

西岸寺の目録についてみると、「文書目録」の先頭に掲げられた三通の根本文書は、まさに、この善応寺の事例と合致するのではないだろうか。寺領安堵の御

教書が出され、また飯嶋氏の西岸寺への寄進状が提出される。その寄進状の裏には「奉行松田左衛門尉裏判」がすえられ、公式にその寄進行為の正当性が確認されたことになる。松田左衛門尉は、「奉行人奉書」のなかから該当者を求めれば松田左衛門尉貞秀に比定することができる。彼の活動が確認できる時期を勘案すると、おそらく貞治五年（一三六六）ごろの裏判であつたと思われる。⁽¹⁸⁾ なお宝月圭吾はこの松田貞秀の裏判のある寄進状は「幕府による寄進」であるとする。⁽¹⁹⁾ しかし、そうであれば、他の「御下知」などのように「御寄進状」と文書名がふされるのが自然である。むしろ「規式」にあらわれる三檀那飯嶋氏（總昌・為盛・為光）の応永癸丑（六）年二月九日の寄進状と考えるべきであろう。おそらく飯嶋氏にあつても西岸寺を諸山にするために幕府へみずから寺格の「申請」をしたものと考えられよう。こうした活動により、同年四月一七日諸山に列せられた。

將軍義詮・義満の時には諸山認定が相ついだ。五山寺・十刹寺と異なり、諸山の数は急増していく傾向であった。それでは三通の根本文書以下の記述のされ方について、西岸寺に寄せられた土地関係の文書の目録の一部を引用する。

一通 田也 祖父為觀・先考為空両判譲状 益房至鈍童名

一通 総称大師之譲状 此内一通為觀、為空両判、為空之屋敷田井石曾祢

二通 尼法安讓状 此内一通為觀、為空両判、寶氏女石曾祢教円作也

二通 総立大師之譲状 此内一通為觀、為空両判、孫氏女教円作也

二通 十郎三郎為清之沽券 此内一通為觀、為空両判、氏乙女為清之母教円作也

三通 先妣法訓之譲状 此内一通本沽券、一通裏判之譲、砂田也御下知、一通鎌殿御下

五通 正證侍者之沽券 此内二通本沽券、一通鎌殿御下知、二通代之譲状、古宿四斗時

（以下略）

基本的な形態は①文書員数②文書名③文書構成内容である。①員数と②文書名の間に該当物件の所在を示す情報が割注で挿入されている場合もある。田良島の類型によれば基本形態のA型を踏襲しているといえる。③の内容説明の割注には員数の構成について、作人の注記、地名などの情報が付されている。寄進された年号は付されていない。次のような記述もある。

西岸寺へ土地を売却ないしは寄進している人々はどのような階層であろうか。その特質について簡単に述べておきたい。実名の分かっているもので、名字の地名その在所の推定できるものをあげておこう。（表1）

ここでまず断つておかねばならないのは、西岸寺へ売却もしくは寄進された実態は土地そのものではなく、上分と称される得分権であったことである。南北朝期は職の分化が顕著になり、売買の実体も土地収益（上分）の収益権となつてい

三通 石曾祢銀 飯治之四郎左衛門尉幸憲沽券 （沼内）此内一通本沽券

治在冢銀 飯治之四郎左衛門尉幸憲沽券 一通鎌殿御下知

此内一通本沽券

この情報とともに、この三通を時期の早い順にならべてみると、①該当地の本沽券、②鎌倉幕府による「買得安堵下知状」、③飯沼幸憲の沽券、ということになる。本沽券とは、本券ともい、現在の手継のなかで土地の所有権の移動にかかわる当初の根本証文である。文書目録に記された情報から推定すれば、某氏から飯沼氏が買得した土地を、後年になって西岸寺へ売却した。これが飯沼（沼）幸憲であった。むろん目録が作成される以前に散逸した文書もあったかもしない。なお飯沼氏の買得を幕府が安堵したことを示すものが「一通鎌殿御下知」であろう。鎌倉幕府の御家人政策の一環として、集積所領の認定作業がおこなわれたことはよく知られている。⁽²⁰⁾ 目録におけるこの記述は政策が信濃国にも及んでいたことを示す痕跡といえる。こうした買得安堵が確認できるのは西岸寺にかかるものについては四件である。飯沼のほかは飯嶋一族の所領に対する安堵であることから、鎌倉期の飯沼・飯嶋氏は御家人として幕府に把握されていたことになる。⁽²¹⁾ この石曾祢銀治在冢にかかる土地証文がこの三通であったとするなら、本沽券における買得人が幸憲ということになり、西岸寺への売却は鎌倉期をくだらないことになる。

一通 飯嶋彦八郎入道道雲之沽券 屋敷

この目録には、右のようには合点が付されている箇所がある。目録に記された文書を後に校合した際、その時点での紛失していたものを記したのだろうか。

3 在地武士とのかかわり

西岸寺へ土地を売却ないしは寄進している人々はどのような階層であろうか。その特質について簡単に述べておきたい。実名の分かっているもので、名字の地名その在所の推定できるものをあげておこう。（表1）

ここでまず断つておかねばならないのは、西岸寺へ売却もしくは寄進された実態は土地そのものではなく、上分と称される得分権であったことである。南北朝期は職の分化が顕著になり、売買の実体も土地収益（上分）の収益権となつてい

くことが知られている。⁽²³⁾したがって、西岸寺寺領はもともと簡略に述べれば、「西岸寺—在地武士—作人」という重層構造で構成される。実際は在地武士が質的に進退していると考えられる。

飯嶋氏は鎌倉幕府より買得安堵の対象であった御家人であるが、このほか、飯沼氏の手継にも「鎌倉殿御下知状」が含まれており、同様に御家人であった。これら在地武士の所在についてどのようなことがいえるであろうか。

南北朝時代の伊那谷は、小笠原氏を中心とした武家方と、南信濃へたびたび遷座した宗良親王を中心とした宮方（南朝勢）との先鋭的な対立があった。⁽²⁴⁾天竜川左岸が宮方の勢力範囲、右岸が小笠原氏を中心とした武家方勢力範囲と、天竜川を境に明瞭な対立構図がみてとれる。⁽²⁵⁾

飯沼氏は「大塔軍記」では、守護勢として六郎の名前がみえ、大塔合戦當時応

永七年（一四〇〇）にあっても小笠原方として活動していることがわかる。飯嶋・田嶋・田切・赤須・名子氏ら片切諸支族も同様であった。小井弓氏もふくめこれらの武士団を「郷戸人々」と呼んでいた。⁽²⁶⁾郷戸とは「郡戸」である。『吾妻

官途名・法名・尼号など

名字	現在地	官途名・法名・尼号など
飯嶋	飯島町	総称大姉・尼法安・総立大姉・十郎三郎・為清・為觀・為空・法訓・總間・小次郎・為時・彦八郎・為盛・又三郎・為長・弥次郎・為頼・修理助・為盛・彈正左衛門尉・為高・尼法勝・彈正左衛門尉・入道法名・總昌・修理助・入道法名・正運・掃部助・為光・次郎三郎・入道宗貞・弘觀・弥三郎・入道女子・尼法玉（柿木平尼法玉）・彦八郎・入道道曇・弥三郎・入道・掃部・入道・為源
飯沼	飯沼	四郎左衛門尉・幸憲・飯沼源蔵・入道道郁
上嶋	上嶋	時信
小和田	小和田	五郎次郎通綱・与三清綱・五郎次郎・入道全久・小五郎・為通
小井弓	小井弓	葛蒲澤殿之母（比丘尼尼妙法）
伊那市	伊那市	神五郎・為茂
飯島町	飯島町	彦四郎
（不明）	（不明）	美作守茂幸・又四郎殿女子・孫八（カシ原孫八）・弥三郎殿女子
赤須	赤須	掃部入道道乗・彦大郎入道
中村	中村	四郎三郎家廣・小太郎後室尼妙法
田嶋	田嶋	十郎長景・源藏人・為盛・亮太郎盛綱・中村瀧渡夜籠
片切	片切	赤須之次郎三郎殿跡
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切	片切	
住吉	住吉	
田切	田切	
赤須	赤須	
中村	中村	
田嶋	田嶋	
片切		

にかかわった人物の関係を見ておこう（図⁽²³⁾）。

（1） 三檀那

為高（彈正左衛門入道總昌）・為盛（修理助入道正運）・為光（掲部入道為源）の花押があり、「規式」作成の主体であることはいうまでもない。系図で確認すると、物領家は第七代為光の流、為高・為盛は庶子家である。三名の連署も、為光が冒頭に署名している。

（2） 第六代為清

為清は為光の父にあたる。「文書目録」では彼の一件の手継がみえる。一件は沽券で、「為觀・為空両判」のある譲状が連券として添えられている。為は飯嶋家の通字であるので、為觀・為空両者とも飯嶋一族と推定される。別の譲状には「祖父為觀、先考為空」（傍点筆者）とあり、「文書目録」の先の根本文書三通の次に記載されている要度から勘案すると、為觀は為清の祖父四代廣忠、為空は亡父五代為泰それぞの法名と考えたい。

（3） 為盛（彦八郎入道道麿）

同名で為盛（修理助）がいるが、「飯島町誌」では同一人と推定している。修理助は入道して正運を名乗り、「飯嶋家系図」も別人として二名あらわれることから、ここでは別人と考えたい。五代為泰の弟氏延の孫にあたる庶子である。道麿関係の手継文書は三件確認できる。

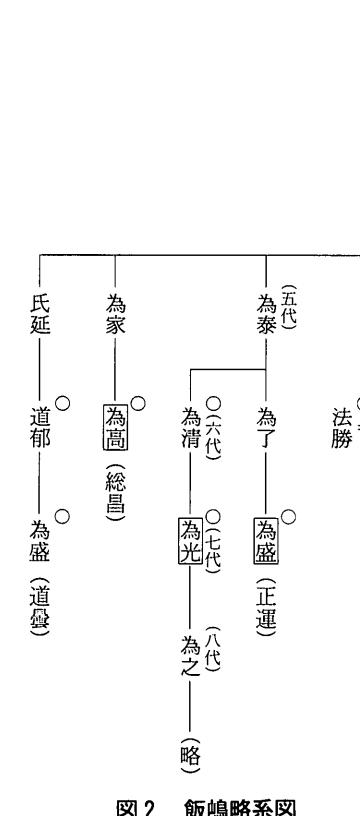
（4） 道郁

源藏人道郁は「文書目録」では飯沼源藏人道郁と記載される。「飯嶋家系図」では「道都」とある。飯沼氏については出自など不明な点が多いが、この記載からすると、飯嶋庶流として飯沼氏が位置づけられよう。

（5） 為重

弥三郎入道の後室法勝、女子法玉の沽券がそれぞれ記載されている。弥三郎は為重にあたり、五代為泰の甥である。

「文書目録」に記載される飯嶋一族について、その活動した時代について推測すると次のようなことが言えよう。



①七代為光が惣領として中心にあり、後見的な立場の庶子家為高・為盛がい

たと思われる。「規式」には応安六年（一三七三）に三檀那の寄進状が作成され、その後諸山へ列せられたと記述されている。「規式」の成立はそれ

以降になる。

②飯嶋氏に関する限り、西岸寺に得分権を寄進ないしは売却した人びとは、この三檀那と同時代に活動していた人びとである。したがって、ある一定

の期間に西岸寺への土地集積が飯嶋一族によって集中的におこなわれたものと考えることができる。

③為光以後の人物に比定されるものはいないため、「規式」が作成されたと考えられる応安六年以降、至鈍の花押が確認できる永和二年（一三七六）までに、飯嶋氏の土地の集積がおこなわれたと考えられる。

「文書目録」に記載された文書の多くを占めるのは飯嶋氏関係のものである。「飯嶋家系図」をみると、「文書目録」にあらわれる飯嶋氏の活躍した時期は「規式」の作成されたことと一致している。「規式」は「文書目録」と同様、永和年間に作成された可能性が高い。「文書目録」に記されているのは、飯嶋氏などによる土地集積にかかわる文書名である。

図2 飯嶋略系図

三 寺院の土地集積と目録の作成

1 中世における目録のあり方

第二章では、「西岸寺文書目録」作成の時期について考察した。続いてその作成目的について論じなくてはならない。

近年目録の作成については資料保存の視点から論考が多数著されている。しかし、歴史史料としての「目録」を取り上げた論考は多くない。目録自体があまりに多様であり、故にそれらを様式論的に述べることが困難であったことを示している。しかし、例えば、鎌倉時代に成立した雛形文例集ともいべき「雜筆要集」にも、「目録」の項目が見え、一定程度の形式をもつていたことはいうまでない。⁽³⁹⁾ また、どのような契機で目録が作成されるのかも検討課題である。

個別文書群全体の中で、「目録」が持ち続け、あるいは失つてしまつた意味を逐一追つていくことが、「目録」そのものの歴史的機能を解明する前提となるものと考える。手継として伝えられた文書群の歴史的文脈の中で、「文書目録」の果たしてきた役割とはいつたまに何なのか。単に「所有文書の書上書類」と言つてしまつてよいのだろうか。第三章では、「西岸寺文書目録」の問題からいいたん離れ、信濃国以外の禅宗寺院に残る「目録」を扱いながら、その機能を改めて考えてみたいと思う。

2 上野国長楽寺と土地集積

上野国長楽寺（群馬県新田郡尾島町）は、新田氏一族の世良田義季が、臨済宗開祖栄西の高弟栄朝を招いて、それまであった持仏堂を発展させて開いた古刹である。以来、世良田氏の氏寺として機能した。

鎌倉末期正和年中（一二二一～一七）に火灾により灰燼に帰した。⁽³¹⁾ その後、世良田満義ら檀那とそれを介する大谷道海一族が「売寄進」という手段により集中

的に土地を集積し、元徳四年（一二三二）までに寺院の復興を成した。⁽³²⁾

この直後には十刹第七位に列せられ、觀応三年（一二五二）三月一一日には「寺領目録」が作成されている。

史料3 長楽寺文書目録（「長楽寺文書」『群馬県史』資料編5）

（花押）

新田庄世良田長楽寺領目録

同庄内女塚	開山檀那
（新田次郎義季）	法名栄勇
同庄内小角郷内嵐	寛元四十五
（一段）	（廿月）
同庄内小角郷内嵐	世良田弥次郎満義
（五段）	元徳二廿二
同元徳一十一	寄進

（中略）

右於彼所く、賜安堵御判為、全知行、恐々言上如件、

觀應三年三月十一日

これは「安堵ノ御判ヲ賜ヒ知行ヲ全フ」させるため、すなわち將軍尊氏から寺領安堵を得るために「注文」という形で上申した「寺領目録」であるが、実質的には寺へ寄せられた寄進状・売券を書き上げている「文書目録」と言えるものである。形態は①所領②地積③前所有者④年号である。ここに記載された所領には、大谷道海とその娘由良氏妻、そして世良田氏による売寄進で集積された所領も含まれている。

延文四年（一二五九）には世良田義政が売寄進し寺領の集積がおこなわれ、貞治四年（一二六五）には住持了宗による「寺領目録」が作成された。⁽³³⁾ そのなかに一所後閑三木村内地頭義政寄進⁽³⁴⁾買領主道行奉⁽³⁵⁾進也

と記されている。前述の觀應三年の「目録」に記載された物件にその後あらたに加えられた寺領が書き上げられた。文書本文末には「此外、不知行所く雖⁽³⁶⁾在之、非⁽³⁷⁾當用之文書⁽³⁸⁾之間、不⁽³⁹⁾給⁽⁴⁰⁾註⁽⁴¹⁾之焉」とあり、觀應の目録同様、注文として上申したものであった。この間、延文三年（一二五八）には十刹第五位に列せられている。こうした土地の集積のなかで掲げられたのが「氏寺」というオーナリティであった。世良田一族が土地を寄進するにあたって、自ら氏寺復興の論理を掲

げたことは知られている。⁽³⁸⁾ それが寺格の向上・寺勢の拡大をも、もたらした。「文書目録」はこうした長樂寺をとりまく人びとの寺領集積活動の文脈に密接に結びついているということができよう。

3 伊予国観念寺と土地集積

観念寺は伊予国越智郡（愛媛県東予市）にある。もと時宗寺院であったが、鎌倉末期に臨済宗に改められた。⁽³⁹⁾ 中興開山は円爾の法統である聖一派の鐵牛繼印である。現在、観念寺には一一通の文書が伝えられている。そのうちの約半数が、在地武士であった越智（新居）氏による土地寄進状であった。またそのほとんどが建武二年（一一三三）五月以降の南北朝期に集中している。諸山に列せられたのも南北朝期である。⁽⁴⁰⁾

康永三年（一一四四）越智一族の連署寄進状によれば「於今佛閣破壊、六時退轉」であったので「専改禪院為氏寺」し、田畠などを鐵牛和尚に「重寄進」した、⁽⁴¹⁾ とある。鐵牛の「一力」によって、無事寺院が復興され、一〇年のうちに「氏寺繁盛」この上なく、氏人は大いに歓喜の思いをなしたという。三五名の一族が名を連ねたこの寄進状は、正式には「重寄進状」である。重寄進は、しばしば「新寄進」とも呼ばれるが、すでに寄進されている物件について、改めて寄進しなおすということである。したがって、寄進状自体には、実態はなく、むしろ強調の意味あいが強い。しばしば領主の代がわりにみられるが、この場合、禅宗へ転宗したことを契機に一族結束して「氏寺」をもり立てる意味あいがあつたのだろう。

貞和四年（一一四八）の「鐵牛繼印置文」によればこの間の鐵牛の活動が知られる。「振起十方檀那之化力、所令寄進之田地并買得下地一千餘町、皆是余教化方便之力也」と彼に語らせてているのは、鐵牛自身が檀那としての地域武士層に働きかけ、あるいは禅宗教化をおこなった「勧進」活動に対する自負心である。こうした勧進活動によって、寺領が拡大されたのである。

もちろん檀越である越智氏も氏寺の興隆は一族の結束という武士団の根本的な

命題をクリアするきわめて有効な方法であった。越智氏のかかわる土地寄進状・売券のほとんどに「若於致違乱子孫等、為不孝之仁、不可知行領掌者也」という文言が、「先祖建立氏寺」という言葉とともに付帯されている。⁽⁴²⁾ こうした付帯文言は、惣領による在地裁判権の実態を示すもので注目されるが、違乱・煩いを行使するものは一族のなかで除外され、少しも土地を知行させない、との厳罰懲戒がつらぬかれている。氏意識を高める手段として、土地の寄進が一族によっておこなわれ、またそれを援用するかたちで鐵牛の勧進がおこなわれた。

康安二年（一一六一）には、「寺領注文」が作成された。

史料4 観念寺寺領注文（愛媛県史）資料編 古代中世

伊豫国桑村

（前略）

一所一段 田畠 大門屋敷 兼信沽却

一所一段 田畠 字窪田得恒名余田也 兼信沽却

一所一段 田畠 字岡東 盛家寄進

（後略）

康安二年壬寅四月八日

謹記

觀念禪寺住持 比丘 鐵牛繼印（花押）

この注文は越智一族による寄進分を一二五か所にわたって書きしるしたものである。構成要素を見ると、①田積②地目③所在④手繼元、となる。これも、先の長樂寺の寺領目録と同様、文書目録ではないが、注目すべきは、④の手繼元を記入してあることである。單なる寺領目録であれば、券文作成者名は記さなくてもことは足りる。また寄進であったか、売却であったかの記載も必要ではない。したがって、この場に書かれる理由を推定すれば、売却ないしは寄進された物件は、得分権の一部であり、それを寺院にたとえば諷經料などとしてある。一方その残りを進止する（行使する）ものがいるはずであり、のちの違乱を防ぐためにはまたそれを記さねばならないということである。したがって、厳密には文書タイトルを示す「田録」ではないが、「どのような経路で入手された物件であるか」

を示す、「文書の伝領目録」である。

この直後貞治元年（一三六二）一月、寺領が安堵されている。⁽⁴⁾ 文面に「寺領等事任」注文⁽⁵⁾、不^レ可^レ有^レ相違^レとあるから、この「注文」とは、半年前に作成された史料⁴であったと考へられる。また川岡勉の指摘⁽⁴²⁾のとおり、文面の内容から、この注文は、「安堵されることを目的に作成された」ものであることは疑いがない。このように、「目録」が作成された理由は、単に寺院における手控えでなく、申請するための書類として作成されたのであつた。

4 尾張国妙興寺と土地集積

尾張国一宮（愛知県一宮市）の臨済宗妙興寺は、開山を大應国師（南浦紹明）とし、在地土豪荒尾宗顯が檀越となつて創建された古刹である。伝来する文書・古記録などは五八〇点あまりである。妙興寺は室町幕府との関係が深く、尊氏以降歴代の將軍より寺領安堵がなされている。また、文和二年（一三五三）には朝廷の祈願寺に、さらに貞治三年（一三六四）には二代將軍足利義詮によつて諸山に列せられた。⁽⁴³⁾ 興味深いのは妙興寺に伝来する中世の土地売券（七三通）のうち、一四世紀のものが四一通、とくに諸山に列せられる前後の一四世紀第3四半期に二三通を占めている点である。この時期の売券の売主のほとんどは荒尾氏、ついで中嶋氏、買得者は妙興寺である。中世の寄進状（八七通）のうち一四世紀に妙興寺へ寄せられたものは六九通と、その多くを占めているのであり、また寄進者も荒尾氏、中嶋氏が多いことから、売券とほぼ同様の傾向を示している。この時期に檀越による土地集積がおこなわれたことがわかるのである。

四 西岸寺文書目録の作成目的について

史料 5 妙興寺文書目録

この項では西岸寺に伝わる「文書目録」の作成意図について検討しなければならない。

第一項で、「目録」は「規式」と同時代に作成されたと推定した。そこで、「規式」について若干触れる。

「規式」は「至鈍置文」ともいわれているように、中興開山であった大徹至鈍和尚の書きしるしたもので、「老僧之命」としるされた「遺戒」ともいふべきも

一通 義詮將軍諸山御教書

一通 安堵目六寄附諸旦那寄進状等

一通 將軍目六末ニ有之 土岐大膳大夫入道_曾為外題目六同

寄附諸旦那寄進状等

（後略）

これは応安六年（一三七三）の文書目録である。形態は西岸寺のものと同様、寺院創建にかかる要書を冒頭に書きつらね、続いて諸檀越の寄進状等が記されている。これは檀越荒尾・中嶋両氏による妙興寺への土地集積期に記されたものであり、長楽寺・觀念寺・善應寺の場合と同様である。また、妙興寺文書のこの時期の土地証文の半数以上に、違乱文言として「不孝之仁」文言が付されている点も注目される。⁽⁴⁴⁾ 一族を結束させるためのこののような倫理的な拘束は、単に所領の散逸を防ぐためだけではなく、氏寺を介して同族結合をはかるという武士団の命題を解決する手段であった。端裏書に「文書注文」とあるように、目録が「注文」の形態を取っているのであり、単に手控えでなく上申形式を備えている点は言及せねばならぬだろう。本文に「末代不慮に紛失のため子細候はば、此案文を以て公方において嘆申」すべき旨が示されているのは、文書目録という文書名の手控え、つまり「案文」を公方（室町幕府將軍）に進達するという、文書目録の役割の一端が示されているのである。

のである。「文書目録」をふくめると五つの項目からなり、さらに前文がある。このうち、前文にあたる部分をもう一度確認してみる。

史料6 「規式」

(前略)

任 三檀那 飯嶋修理助入道法名正運・同弾正左衛門入道法名総昌・

同掃部助源為光、應安六癸丑二月九日之寄進状、而同年之内四月一七日、

被列于諸山、同九月六日、寺領安堵、

(中略)

このように、応安六年の寄進状は、三檀那連名のものであった。おそらくは觀念寺へ寄進した越智一族のように強調の意味あいでこれまでの一族関係の寄進を改めて追寄進する「重寄進」であったかも知れない。寺領を集積し、寺格が諸山に列せられ、改めて寺領安堵の申請をする。一族連名の寄進状に裏判がすえられているのは、この安堵認定の痕跡である。

こうして中興された西岸寺であるが「本寺者、不至鈍一僧之力、合外護旦那之衆力、而建立」されたとあるように、檀那飯嶋一族と至鈍の合力によるものであった。その方法も「依或寄進、或譲状、或施財之志」り、「祠堂」に資財を蓄えていくという方法であった。またそれだけでなく、「庵職之事」に記された一箇条におよぶ至鈍の遺命の項目のなかには「第六興隆寺家買添田畠」とある。すなわち、資財の中から寺院興隆のために、料田を買得することが主要な業務としてあげられているのである。

西岸寺の寺院経済のなかで、主要な支出にあたるのは、僧食米などと称される米、また醤油や塩などの食費、灯油料や衣料など僧侶の日常費が主である。その一方で、無量寿仏供料、祖師堂・土地堂などの供料・月忌諷経料など、仏事にかかる支出も多い。先の「依或寄進、或譲状、或施財之志」にて寺院に集められた得分は、おもに年月忌供養のための諷経費にあてられたようである。西岸寺における支出は、記述によると年間七八貫文にもおよんだ。これを維持するために、西岸寺では無尽錢経営がおこなわれた。無尽錢とは祠堂錢ともいわれ、中世寺院

における一種の高利貸経営である。祠堂錢自体が徳政令による免除規定があったため、京郊寺院のみならず地方にあつても相当に発達をとげたようである。⁽⁴⁵⁾ 西岸寺では一〇貫文の元金が設定されており、月五文子のレートで貸金されていた。一〇貫文の元金は手をつけてはならず、利分はおもに住持の得分となつた。住持の得分が「過毎月老貫文」ぎぬよう決められていたことから察すると、相当の利分があつたと考えられる。むしろ住持得分というよりも、「為造営」にこの祠堂錢が設定されたと考えたい。というのも、「規式」の「廢式之事」の項で「當寺造営之事、如繪圖可建立也」とあり、至鈍在任中の課題に寺院伽藍造営があつたことがわかるからである。飯嶋氏を中心とした土地集積が、こうした寺院造営のための資財施入に一つの意味があつたことをものがたる。

西岸寺は諸山に列せられ、官寺となつた。その寺格に見合つた風様を備えることは至鈍のみならず氏である檀那衆の思いであった。諸山になると、前述のように、住持の改替は幕命によることになつていて、とくに諸山に関しては、義詮・義滿期以降、爆發的にその数が増えていく。幕府にとって諸山をいわば乱発するのは、公帖発行にたいして官錢を徴収し、幕府財政のなかに組み込んでいるためである。⁽⁴⁶⁾ さらには名目だけ任命され、じつさいには赴任しない坐公文などで発行されることは先に述べた。公帖発行にかかる費用は時期によつて変動し、また五山・十刹・諸山によつてその徴収金額も異なつていて、およそ五貫文前後が諸山の平均相場であったようである。⁽⁴⁷⁾

西岸寺の「規式」で注目したい記述をみてみよう。

二貫五百文、入院経費足らず無入院者諸事用

とある。これは支出項目の一つにあげられている。入院とは新住持が赴任元から西岸寺へ赴任することである。諸山の場合三年二夏、すなわち丸二年が任期であるから、三年に一度この二貫五〇〇文入用となる。これを、入院儀式のための費用と考へることもできなくもないが、ここでは、公帖発行のための費用と考えることはできないだろうか。名目的には、新住持が負担すべき費用であるが、鎌倉や京の僧を招聘する際に、その全額ないしは一部を、地域禅院、もしくは檀越が

負担すると考えることはむしろ自然ではないだろうか。

以上「規式」全体の記述を概観した。至鈍がみずから「遺戒」と称しているように、「規式」は至鈍の住持改替時の申し送りであった。寺院経営の安定と寺勢興隆を祈念して書かれたことが随所よりうかがえる。とくに、諸山に列せられた後の伽藍の再興が急務であった。それら寺院経営の諸料足を書きあげ、引きつぐことが彼の目的の一つであつただろう。

そうした料足をどこからまかぬのか。寺院経営の根本をなうのは、寺領でありそこから納入される上分である。「文書目録」は、飯嶋氏一族がある一定の時期の中で集中的に西岸寺へ寄進・売却した土地にかかる証文を書きあげたものである。おそらくは至鈍が勧進と称して「氏寺」意識を高揚させたかも知れない。少なくとも「外護旦那之衆力」をあわせて寺院中興にたずさわった。「文書目録」はそうした活動を至鈍が記録にとどめ、次代住持堅英へ引きつぐために作成したものであった。

問題はこの巻子本が誰によって作成されたかということである。これは次の検討課題であるが、紙幅の関係でここでは推測をして大方の批正を請うことにする。次の住持である堅英は、永和二年の至鈍の署名の翌年、みずから代に集められた土地の分も書き足した。先師の遺戒を含めて、寺院の根本本文書としてこれらを一つにまとめたのが彼だったのであろうか。ただし、至鈍の自署花押を見ると「住山中興大徹叟」とあり、「住持」とは記されていない。至鈍は住持を退いたあとも中興の祖として住山していたようである。そうすると、この巻子の紙の継目に至鈍が中興の祖として裏花押をすえていることも、これまでの文書作成の経緯から考えると、納得がいこう。

五　おわりに

本稿は「西岸寺規式」を取りあげ、中世後期における文書目録のあり方を考察しようと試みた。史料的な制約もあり、同時代の他国の例を取りあげ推測せざる

を得なかつた点もある。まとめにあたり、あらたに得られた知見を示すと以下のようになる。

(1) 「規式」と「文書目録」は同時代に作られたものであること。また「目録」は堅英の代に完成したが、前住であつた至鈍の働きで土地の集積活動がおこなわれた。目録の紙継目に裏花押を付すなど、まさに中興の祖であった。堅英の代に集められた土地は永和三年の段階で書き加えられた。

(2) 「目録」にあらわれる飯嶋一族は、同時代に活動した人々であり、売却・寄進をとおして集中的に西岸寺へ得分を寄せている。一族は惣領である為光を中心に氏寺西岸寺のもと、結束しようとしている節がみえる。時期は、南北朝期中頃である。また飯嶋氏を含めて、西岸寺を外護しているのは、「郡戸人々」とよばれる在地武士たちであり、小笠原与党であった。

(3) 中世後期になり、多くの臨済宗寺院が官寺に組み込まれていく。その間、檀越と中興の祖が一致して土地集積にかかり、その土地集積によって集められた文書類、もしくは土地類の書上げが作成された。注文というかたちで上申し、安堵申請に利用されることもあった。文書目録作成の契機は、こうした「土地集積」にあつたのである。

1 富澤清人「東大寺領水無瀬荘と荘民」『史学』四七一一・二、一九七五年。富澤『中世荘園と検注』吉川弘文館、一九九六年に再録。

2 綱野善彦「書評『東大寺百合文書目録』一・二」『古文書研究』一二、一九七八年)、上島有「荘園文書」(『講座日本荘園史』一 荘園入門、吉川弘文館、一九八九年)。

3 例えば山岸常人「仏堂納置文書考」(『国立歴史民俗博物館研究報告』四五、一九九二年)、山陰加春夫「日本中世の寺院における文書・帳簿群の保管と機能」(河音能平編著『中世文書論の視座』東京堂出版、一九九六年)など。

4 田良島哲「史料目録記述の系譜—古代・中世の目録を中心に—」(大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造』思文閣出版、一九九八年)。

5 『信濃史料』ならびに『飯島町誌』の翻刻によった。

6 今枝愛真「中世禪林の官寺機構」(今枝『中世禪宗史の研究』東京大学出版会、一九七〇年)。『長野県史』でも「臨済宗五山叢林派は、おもに上層の人々を相手にし、また五山派僧侶が詩文などに力をいれすぎた」と記述している(通史編中世)〔第六章第一節〕。

7 玉村竹一「西岸寺所蔵入寺疏軸について」(『伊那路』五一)、一九六一年。玉村『日本禪宗史論集 上』思文閣、一九七六年に再録)。

8 前掲注2「上島論文」。

9 『飯島町誌』中巻 中世・近世編(飯島町、一九九六年)。

10 前掲注7「玉村論文」。

11 文正元年卯月一四日条(『信濃史料』卷八・増補続史料大成『蔭涼軒日録』)。

12 宝月圭吾「伊那西岸寺の規式について」(『信濃』三三三一一)、一九八一年)。同「中世の伊那西岸寺の經營と無尽錢」(『信濃』三五一一、一九八一年)。

13 なお両論文とも宝月『中世日本の売券と德政』(吉川弘文館、一九九九年)に収められている。

14 『長野県史』通史編 中世)、「『飯島町誌』『愛媛県史』資料編 古代中世、『南北朝遺文』九州・中国編。本稿は『愛媛県史』本によった。

15 上島有「室町幕府文書」(高橋正彦編『日本古文書学講座』四 中世編)、雄山閣、一九八〇年)。

16 前掲注6「今枝論文」。

17 康安二年(一三六一)七月一日付「細川頼之書状」(『豫章記』『愛媛県史』資料編古代・中世)によれば、河野通盛の申請が伊予国守護細川頼之に調進されたことがわかる。通盛はもと伊予国守護であった。前年の康安元年、頼之の従兄弟清氏が南朝へ離反し、阿波・讃岐で兵を挙げた。頼之は、伊予国守護職ならびに旧領を通盛に返付することで、四国最大の豪族河野氏の協力を仰ごうとした(南北朝期の四国での細川氏の立場については小川信『細川頼之』吉川弘文館、一九七二年による)。書状は「就御文章事懸御心事歟、重可申沙汰候」と不審をいただく通盛に対して、室町将軍に申請の旨を披露することを示しており、旧領安堵申請が将軍へ伝えられたことを示唆している。

18 今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成』奉行人奉書編(思文閣出版、一九八六年)

によると、松田左衛門尉の官途名を名のるものなかで、「西岸寺規式」作成以前と考えられる奉行人に該当するのは松田貞秀である。三通の奉書を確認できる。なお奉行人としての在職は、確認されている限りでは貞和五年(一三四九)ころから明徳三年(一三九二)ころまでである。

19 前掲注12「宝月一九八一年論文」。

20 佐々木銀弥「鎌倉幕府の御家人所領政策について—買得私領安堵の下知状給付をめぐって—」(中央大学編『中央大学九十周年記念論文集 文学部』一九七五年)。日本古文書学会編『日本古文書学論集』五 中世)、一九八六年に再録)。なお近年七海雅人が、

鎌倉幕府の安堵体系を詳細に論じている。七海「鎌倉幕府の買得安堵」(『歴史学研究』六九三、一九九七年)。のち七海『鎌倉幕府御家人制の展開』吉川弘文館、二〇〇一年に再録)参照。

21 前掲注12「宝月一九八一年論文」。

22 小井弓氏は鎌倉時代、伊那郡小井弓郷(伊那市)を本拠とした御家人で、工藤氏とも称する。一五世紀にはその拠点を諏訪にうつしたといわれる(『伊那市史』歴史編、一九八三年)。なお「小井弓菖蒲沢殿」とあるので伊那市西春近諏訪形菖蒲沢近辺を領した一族であろうか。菖蒲沢城址からは鎌倉後期から室町中期にかけての古瀬戸天目茶碗など陶磁器類が多く発掘されている(『菖蒲沢・山の下遺跡』伊那市教育委員会、一九八〇年)。

23 抽稿「売寄進状の一形態—買得即時寄進型売寄進の意味—」(『古文書研究』四四・四五合併号、一九九七年)で上分寄進の実態について実例を挙げて考察した。

24 市村咸人「宗良親王」(八木書店、一九四三年)、『建武の中興を中心とした信濃勤王史稿』(信濃教育会編、一九三九年。後一九七八年に再刊)。

25 抽稿「信濃国における曹洞宗創立の歴史的背景」(『年報三田中世史研究』八、二〇〇一年)。

26 「大塔軍記」(『信濃史料』卷七)。

27 新訂増補国史大系『吾妻鏡』。

28 前掲注25「村石論文」。

29 『飯島町誌』所収の「飯嶋家系図」をもとに、「規式」にあらわされる人物名を略系図に

示した。

30 「雜筆要集」(『続群書類從』第十一輯之下)。ただし現存する写本は該当する条文自体を欠としている。

31 元徳四年三月一九日「由良景長妻紀氏寄進状案」(『長樂寺文書』『群馬県史』資料編5)。

32 拙稿「長樂寺救済運動と壳寄進」(『年報三田中世史研究』三、一九九六年)。

33 前掲注6「今枝論文」。

34 延文四年四月一〇日「世良田義政在家田畠壳券」、同日「世良田義政在家田畠寄進状」、同年四月一〇日「沙彌道在家田畠寄進状」(『長樂寺文書』『群馬県史』資料編五)。

35 貞治四年七月五日「長樂寺住持了宗寺領注文」(『長樂寺文書』『群馬県史』資料編五)。

36 中尾堯「関東における氏寺の一考察—世良田長樂寺について—」(『史学論集对外関係と政治文化』第二 政治文化古代中世編、吉川弘文館、一九七四年)など。

37 康永三年九月九日「越智氏一族連署寄進状」(『觀念寺文書』『愛媛県史』資料編古代・中世)。

38 延元二年(一二三三七)三月二一日「觀念寺禁制」によれば、すでにこの時期には觀念寺は諸山であったことがわかる。時宗寺院から改宗しているのは川岡勉の指摘で、おそらく元弘年間(一二三三一~四)であったと思われる。越智氏一族は当初時衆に多い阿弥号を用いているが、円心以降は沙弥号などを使用している。とすれば、諸山に列せられたのは、寺院中興時、すなわち改宗直後であった。川岡勉「南北朝期の在地領主・氏寺と地域社会—新居氏と觀念寺の場合—」(『ヒストリア』一四一、一九九四年)。なおこれは鉄牛と越智氏による土地集積の時期と符合する。

39 注37「越智氏一族連署寄進状」。

40 鈴木銳彦「中世寄進状における「不孝之仁」文言と「氏寺」付記について—伊予国觀念寺文書より—」(『愛知学院大学文学部紀要』一六、一九八七年)にその全体像が示されている。

41 貞治元年一月一四日「河野通遠安堵状」(『觀念寺文書』)。

伊豫国桑村本郡觀念寺者、所被致・將軍家御祈禱之精誠
也、而寺領等事任・注文之旨・不可・有・相違・之・状如・件
前・老岐守(河野通遠)
貞治元年一月一四日 前老岐守(花押)

42 前掲注38「川岡論文」。

43 文和二年十月二八日「足利義詮御判御教書」(『妙興寺文書』『一宮市史』資料編五、一宮市、一九六三年)。「諸山御教書」は曰下に義詮の花押がすえられている。年紀は諸山認可件数が増える一四世紀中期にあたる。

44 貞治三年六月一九日「足利義詮御判御教書」。

尾張國妙興寺事為諸山之烈、大應國師門徒管領之、

45 貞治三年六月十九日
當寺長老
(義詮)
花押

46 鈴木銳彦「中世土地証文における「不孝之仁」について—尾張國『妙興寺文書』所收壳券・寄進状より—」(『年報中世史研究』一〇、一九八五年)。

47 前掲注12「宝月一九八二年論文」。

48 今枝愛真「公文と官銭」(注6『今枝前掲書』)。

49 前掲注6「今枝論文」。

(謝辞) 本稿作成に当たり、臨濟宗西岸寺住職平野隆道氏からは、史料閲覧並びに写真撮影・掲載をお許しいただくなど、お世話になりました。また神奈川県立歴史博物館学芸員古川元也氏からは妙興寺文書についてご教示をいただきました。記して御礼申し上げます。